

議案第百三号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百」を「百分の二百二十」に改める。

別表(一)中「一、二六一、七〇〇円」を「一、二七三、一〇〇円」に、「一、〇一四、六〇〇円」を「一、〇二三、七〇〇円」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第六項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 前項の規定は、第一条の規定の施行の際現に区長又は副区長の職にない者については、適用しない。

4 第一条の規定（第五条第二項の改正規定に限る。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

5 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和六年十二月に支給する期末手当に関する特例）

6 令和六年十二月に支給する期末手当に関する第一条の規定による改正後の港区長等の給料等に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同年六月一日において区長又は副区長の職になかった者にあつては、同項中「百分の二百二十」とあるのは、「百分の二百」とする。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するため、本案を提出いたします。